

飯能市立美杉台中学校 保護者 様

飯能市教育委員会
教育長 中村 力

緊急事態宣言解除後の学校の対応について

日頃より、本市の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2学期開始から1カ月、保護者の皆様に多大なるご協力をいただき、感染防止対策を徹底し、子ども達が学ぶ場である学校を継続できていることに、重ねて御礼申し上げます。

夏季休業中には児童生徒の感染者が増加しましたが、おかげさまで2学期開始以降については数名にとどまっており、学校内の感染は起きていません。

現在、埼玉県内の新規陽性者数は減少傾向にあることから、10月1日以降、緊急事態宣言が解除されることとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染動向については、依然として予断を許さない状況です。

つきましては、今後も気を緩めることなく徹底した感染防止対策を講じながら学校運営を継続していくため、本市公立小・中学校の新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおりとさせていただきます。ご理解とご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言解除後の学校の対応について

これまでの感染防止対策を引き続き徹底しながら、部活動を再開し、学習活動の取扱いを変更させていただきます。

* 飯能市ホームページURL : <https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/5553>

2 健康観察と出欠席について

児童生徒本人及びご家族が発熱等の風邪症状が見られるときや体調不良の場合、ご家族一人でも体調不良の場合は無理をせず、自宅で休養するようお願いいたします。その際は、「出席停止・忌引き等の日数」となります。

また、感染が不安で登校しない児童生徒についても、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引き等の日数」とし、その際には、該当児童生徒に対し、学習用タブレットを活用するなどして、リモートによる学びを保障します。

感染が不安で登校しない該当児童生徒が、リモート授業に参加した場合、緊急事態宣言期間中は「出席」としましたが、解除後は「出席停止・忌引き等の日数」とさせていただきます。

* 「出席停止・忌引き等の日数」は、「欠席」ではありません。

3 児童生徒の心のケアについて

緊急事態宣言解除後も、児童生徒の不安やストレスが高まることが懸念されます。各家庭において、子供たちの心のケアについてご配慮いただくと共に、必要があれば学校や飯能市教育センター相談専用窓口（042-973-1400）にご相談ください。

4 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別防止について

感染者や濃厚接触者に対する偏見や差別は、断じて許されない行為です。感染者のプライバシー保護の観点から、インターネット等を利用しての不要な詮索やSNS等に情報を投稿するなどの行為は絶対にしないようお願いします。